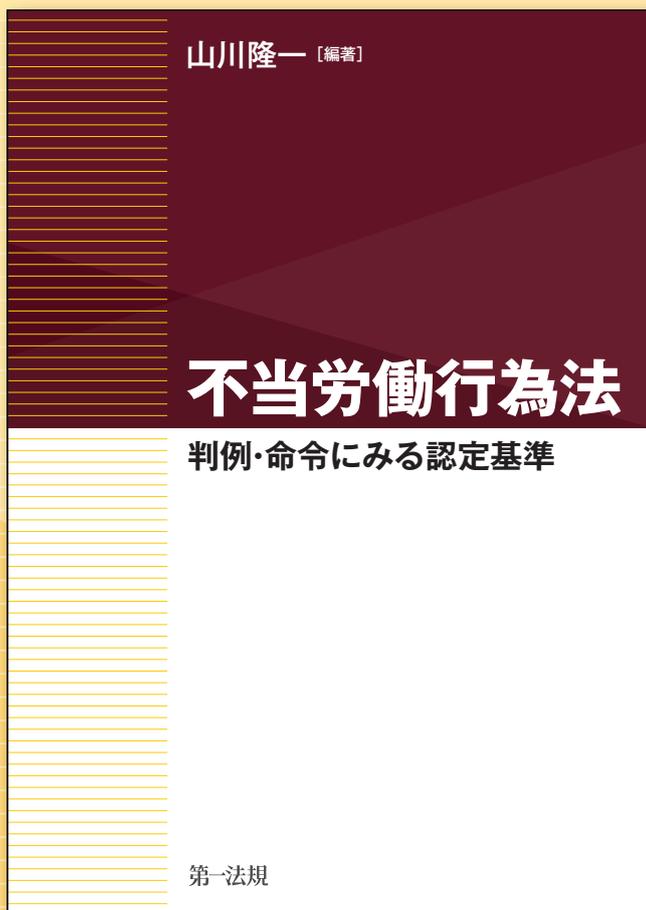


どのような行為が不当労働行為に当たるのか  
そんな疑問を解決する、事件対応の道しるべ

# 不当労働行為法

## 判例・命令にみる認定基準



山川隆一 [編著]

### 本書の特長

- ◆判例や命令をもとに不当労働行為の認定基準を把握！
- ◆労使関係の法的ルールがわかり、集团的労働紛争について根拠をもって対応ができる！
- ◆元中央労働委員会会長の編著者をはじめ、労働委員会の実務経験者や各分野の専門家による解説！

A5判 324頁

定価：3,740円（本体：3,400円＋税10%）

### 目次

#### 1 不当労働行為制度の基礎

- (1) 制度の趣旨
- (2) 不当労働行為審査手続の概観

#### 2 不当労働行為の基本的要件

- (1) 労組法上の労働者（労組法3条）
- (2) 労働組合
- (3) 使用者

#### 3 労組法7条1号・4号〈不利益取扱い〉

- (1) 「労働組合への加入、労働組合の結成、労働組合の正当な行為」
- (2) 「故をもって」

- (3) 「不利益な取扱い」（不利益性）

- (4) 黄犬契約

- (5) 手続関与を理由とする不利益取扱い（労組法7条4号）

#### 4 労組法7条2号〈団交拒否〉

- (1) 「雇用する労働者」
- (2) 交渉当事者・交渉担当者
- (3) 義務的団交事項
- (4) 団交「拒否」該当性
- (5) 団交拒否の正当理由
- (6) 誠実交渉義務違反

#### 5 労組法7条3号〈支配介入〉

- (1) 総論
- (2) 管理職等の行為と使用者への帰責
- (3) 支配介入の意思
- (4) 組合の結成・運営と支配介入
- (5) 使用者の言論と支配介入
- (6) 施設管理と支配介入
- (7) 労働協約と支配介入
- (8) 併存組合下における団体交渉を経たうえでの異別取扱い
- (9) 便宜供与と支配介入
- (10) 経費援助



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# 不当労働行為の認定基準を判例・命令をもとに解説 経験が浅い弁護士も適切な対応ができる

## 本書内容見本

### 2 不当労働行為の基本的要件

#### (1) 労組法上の労働者（労組法3条）

##### (ア) 一般論

労働組合法3条は、同法における「労働者」の定義につき、「この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によつて生活する者をいう。」と定めている。この定義は、労働基準法9条における、「この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。」という同法上の「労働者」の定義とは異なるものとなっている。なお、労働契約法における「労働者」については、「この法律において「労働者」とは、使用者に使用されて労働し、賃金を支払われる者をいう。」（2条1項）と定義されているが、「事業又は事務所」に使用されていることが要件とならない点を除けば、労基法上の労働者と同一であるとの理解が一般的である。

こうした労基法及び労契法上の「労働者」に対し、労組法上の「労働者」は、まず、「使用される」という要件がないことから、特定の使用者との雇用関係が存在しない失業者もこれに含まれ、労働組合を結成できることには異論がない。また、労基法や労契法上の「使用される」という要件は、相手方の指揮命令（指揮監督）の下に労務を供給（提供）していること（使用従属関係）をいうとの理解が一般的であるが、労組法上の「労働者」にはこの要件がないこと、また、労組法の趣旨が、労働条件の最低基準の設定等による労働契約の内容への介入ではなく団体交渉の促進を主眼としていることなどから、労組法上の「労働者」は、使用者の指揮命令の下に労務を供給している者、すなわち、労働契約（雇用契約）上の労務供給者には必ずしも限定されない、相対的に広い概念であるという理解が広くとられている。

12

### 5 労組法7条3号（支配介入）

労組法7条3号によると、①労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること（「支配介入」）、及び、②労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること（「経費援助」）。但書において一定の例外が認められているが不当労働行為となる。従来裁判例や命令では、経費援助の事例は少なく、支配介入の成否が問題となる事例が多い。

#### (1) 総論

##### (ア) 支配介入の意義

支配介入の不当労働行為は、使用者の組合結成・運営に対する干渉行為や組合弱体化行為などを内容とし、労働組合の自主性（独立性）、団結力、組織力を損なうおそれのある使用者の様々な行為を含む。支配介入は条文上の要件が極めて抽象的で、かつ多種多様な行為を含むため、行為の類型ごとに必要となる要素を検討することとなる。

近時の東京地裁は、支配介入の意義について、「労組法7条3号は、労働者が労働組合を結成し、又は運営することを支配し、又はこれに介入することを禁止するところ、ここにいう支配介入とは、使用者の組合結成ないし運営に対する干渉行為や諸々の組合を弱体化させる行為など労働組合が使用者との対等な交渉主体であるために必要な自主性、独立性、団結力、組織力を損なうおそれのある使用者の行為を広く含むものと解すべき」という統一した規範を用いている（札幌明啓院事件・東京地判平成29・12・13労働委員会DB〔28262123〕、大阪市（チェックオフ廃止）事件・東京地判平成30・2・21判時2403号100頁〔28262117〕ほか多数。なお、大乗淑徳学園事件・東京地判平成31・2・21判判1205号38頁〔28273799〕でも、多少言い回しは異なるものの、同旨の判示がなされている）。

196

詳細・お申し込みはコチラ  
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規ストア

検索

CLICK!

## 申込書（第一法規刊）

書名	価格	部数
不当労働行為法 ～判例・命令にみる認定基準～	[072421] 定価3,740円(本体3,400円+税10%)	部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。  
\*消費税は申込日時時の適応税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。  
(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 \_\_\_\_\_  
ご住所

機関名

フリガナ \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_  
ご氏名 \_\_\_\_\_ 様 E-mail \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

お客様個人情報の取扱いについて  
お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（https://www.daiichihokico.jp/support/contact/contact.php）からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL 0120-203-696 ☎FAX 0120-202-974

## 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
☎FAX.0120-302-640

書店印